

1 平和の要求

(4) 地域住民に不安を与えたり、住民生活を脅かすような自衛隊の市中行軍や演習などしないように関係方面に働きかけてください。

(危機管理課)

(答)

- 1 自衛隊は、防衛という任務において、日本の平和や安全を確保するため演習等を行っており、関係する市町村に対して周知を行うなど、自衛隊自ら、訓練等に対する地域の理解と協力を得るための努力をされています。
- 2 今後とも、自衛隊が行う活動について、関係市町村と連携し、十分な周知を行い、住民の理解と協力を得られる努力を重ねてくれることを期待しています。
- 3 なお、今年の5月には、危機事象等に対する連携や必要な事項について協議するため、県、香南市、自衛隊での連絡会を設置し、これまで3回開催する中で、県民の皆さまに危険が及ぶことや、騒音など環境へ影響を与えることについては、改善の要望をさせていただくことをお伝えしています。

問 2 1 次産業の再生と振興について

(5) 国の戸別所得補償要綱では、「米モデル事業」と同様に固定部分を「10 a 15, 000 円」としていることは重大です。

また、今年実施した「水田利活用対策」の激変緩和を発展的に解消し「その他作物」と一体化して「産地資金」を創設するとしていますが、麦・大豆などの戦略作物以外の転作が困難にならないよう対策を国に求めてください。

(農業政策課)

(答)

まず、戸別所得補償制度に関連しまして、米の所得補償交付金の定額部分の単価と、産地資金における戦略作物以外の転作への配慮について、ご要望がございましたので、お答えします。

- 1 中山間地域が県土の大半を占め、生産条件の不利な地域が多い本県では、米の生産費が全国と比べて約 30% も高い実態を踏まえますと、全国一律の 15,000 円の交付単価では、十分な補償とは言えないと考えております。

この生産条件の格差を是正するために、地域の実情に配慮

した制度設計になるよう、数回にわたって、国に対して、政策提言を行ってまいりました。

2 また、来年度からの本格実施におきましては、本県のこれまでの提案を踏まえ、地域で品目や単価を設定できる「産地資金」が創設され、戦略作物以外の野菜などの地域特産物の振興にも取り組み易くなりましたが、この取り組みを促進するためには、産地資金の十分な予算確保が必要でありますことから、さらに、国に対して、政策提言を行ったところでございます。

3 県といたしましては、本県の実情がしっかりと反映され、本県農業者にとってメリットのある仕組みとなるよう、今後も粘り強く国に対して提言活動を行ってまいります。

問 2 1 次産業の再生と振興について

(6) 今年の「米モデル事業」では、米価大暴落のなかで、価格下落分の補てん額 1,200 円では基準価格 13,703 円がカバーできません。予算の確保を求めてください。

また、全国的に品質低下で 1 等の割合が低下しているなかで「相対価格」が 1 等を基準にしていることは実態に合いません。改善を求めてください。

(農業政策課)

(答)

次に、戸別所得補償モデル対策のうち、米モデル事業における米価下落分の予算確保と、米の相対価格の基準改善についてご要望がございましたので、お答えします。

1 国では、このモデル対策において、米価下落に対応する変動部分として、1,391 億円の予算措置がされております。

10 月 28 日の記者会見では、篠原副大臣が、「予定していた米価を下回った場合でも、変動部分が払えないことがないようしていきたい」、「定額部分の予算の残余が生じることで、変動部分については、予算額以上の下落にも対応できる」と発言されております。

2 また、米モデル事業の変動部分の基準となります相対価格につきましては、今年、1等米の比率が下がり、2等米の比率が著しく上がっていることを踏まえまして、国では、最終的な1等米、2等米、3等米の比率などを見たうえで、基準を決めると聞いておりますので、その状況を注視しているところでございます。

問2 1次産業の再生と振興について

(7) 農林漁家の持続可能な所得補償・価格補償を県独自に行ってください。

(農業政策課)

(答)

次に、農林漁家への所得補償・価格補償について、県独自で行うよう、ご要望がございました。

- 1 この所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するために、国が実施主体となって取り組む制度として創設されたものでございます。
- 2 県としましては、こうした制度創設の趣旨に従って、国の責務のもとで、取り組みが進められるべきと考えております。

問 2 1 次産業の再生と振興について

(11) 日本農業を守るために輸入規制を強化し、WTOの安易な妥結とFTA・EPAの「交渉促進」は行わないよう国に働きかけてください。

(農業政策課)

(答)

- 1 次に、WTOの農業交渉やFTA・EPAといった貿易の自由化に向けた交渉に関する要望でございますが、現時点では、何よりも例外なき関税の撤廃を原則とした多国間で貿易協定を締結するTPPにつきまして、11月9日に正式に協議に入ることについて閣議決定されたことが、大きな課題であると考えています。
- 2 本県としましては、本県の強みである一次産業を活かして取り組む産業振興計画を推進し、地域経済を成長・発展させていくうえにおきまして、極めて重大な影響があると懸念しております。
- 3 今後においても、政府には「農林水産業は、地方の基幹産業であり、自由貿易交渉では、守るべきものはしっかり守る」という、これまでの姿勢を堅持していただくことが最も重要

であると考えています。

- 4 このため、11月8日には、本県の提案により、こうした趣旨の内容を四国知事会として、国に要望したところでございまして、他の都道府県とも連携しながら、国に対して、引き続き必要な働きかけを行っていきたいと考えております。



2、1次産業の再生と振興

7、農林漁家の持続可能な所得補償・価格保証を県独自  
に行ってください。 (水産政策課)

(答)

平成 23 年度から国において「資源管理・漁業所得補償対策」が始まります。

この制度は、食料自給率の向上を大きな目的として、計画的に資源管理や養殖漁場の環境改善に取り組む漁業者を対象に、漁業共済掛金への国庫補助率や積立ぶらすの国庫負担割合の引き上げなどが行われるもので、この制度により多くの漁業者が漁業共済などに加入しやすくなり、経営安定に繋がると考えています。

県においても関係団体と連携し、制度の十分な周知と加入促進に取り組むことにより、より多くの漁業者がこの制度を利用できますよう努めてまいります。

なお、県では平成 21 年度から漁業者の所得向上と漁村における雇用の場の確保を大きな狙いとした産業振興計画に、県民の皆様と力を合わせて取り組んでいるところです。

問2 1次産業の再生と振興

(12) 林業は地域経済の活性化と低炭素社会の実現に不可欠な産業です。特に本県は森林率84%でありこれを生かした所得向上と雇用の創出が必要です。林産物の輸入自由化を改め、国境措置を強化し自給を推進するよう国に要請して下さい。

(林業環境政策課) (木材産業課)

(答)

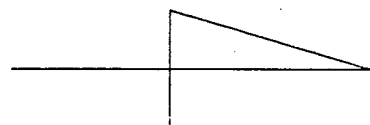
- 1 森林は高知県にとって、貴重な資源であり、多様な命を育む県民の大切な財産です。

この森林を有効に活用し、地域経済を活性することを目的に、高知県産業振興計画の林業分野では、「豊かな森林資源を活用した所得の向上と雇用の創出」を目標に掲げ、「林業・木材産業の再生」や「木質バイオマス利用の拡大」、「森のものの活用」や「健全な森づくり」を戦略の4本柱として、様々な施策に取り組んでいます。

- 2 産業振興計画がスタートして1年半が経過し、一定の成果も現れてきています。

主な物を紹介しますと、森林の集約化を図り効率的な木材生産に取り組む森の工場では、平成21年度末現在で県下に74工場、約3万ヘクタールを認定し、現在も拡大を図っているところです。

また、木材の利用による需要の拡大が必要であることから、地産地消の取組として公共的施設などの木造・木質化や、県産木造住宅への支援を行っています。さらに、地産外商対策



では、関東と中京及び関西に、地元の企業の協力を得て流通拠点を設置し、まだ少しですが住宅の販売も始まりました。併せて、消費地の工務店等に対しセミナーを開催するなどして、販路の拡大に向けた足掛かりを構築しようとして取り組んでいるところです。

3 目標である「所得の向上」や「雇用の創出」が目に見える形になるまでは、まだまだ基礎固めが必要ですが、林業の担い手について、平成18年度を底に徐々に増加傾向に転じるなどの変化も現れ始めてきています。

4 国においては、木材自給率50%を目指した「森林・林業再生プラン」を掲げ、その具体策も近々公表される予定と聞いていまして、このプランにおいては、川上の林業分野にはじまり、川下の木材加工流通体制の強化、需要の拡大などの対策が織り込まれ、総合的な林業対策によって自給の向上を目指すとされています。

すでに木材の貿易が基本的に自由化されて久しく、価格も国際的なマーケットの中で形成されるというプロセスが定着していることから、これから先は、水際で外材が入ってくることを阻止するというのではなく、国内の体制を整えることに力点をおいた対策をお願いしていくことが、現実的な対応ではないかと考えています。

県としても、国産材自給率の向上は願ってもない方向であり、地域の実情を考慮した制度設計といったことなど、必要な政策提言を行いながら、打ち出された方向を着実に実行していただくよう、国に働きかけていきたいと思っております。

副知事

平成22年11月18日

軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を国民大運動高知県実行委員会

問3 雇用確保の要求

3) 官製ワーキングプアをなくすための施策について

1. 公共事業関連で働く労働者に適正な賃金、労働条件を確保するため入札制度の改善を求める

③労働者の賃金、労働条件、労働諸法の遵守状況、各種保険、建設業退職金共済制度への加入状況の報告を文書で求めること。その結果を公表してください。

報告義務、公表することを契約内容に盛り込んでください。

(建設管理課)

(答)

1 労働関係法をはじめとする法令の遵守に関しては、契約書及び共通仕様書でその遵守を定めており、契約の前提条件としています。

2 したがって、公共事業に関連して、労働者の賃金、労働条件等に関して何らかの問題が明らかになった場合には、必要な調査は行いますが、法令で定められたもの以外の事項について文書で報告を求め、その結果を公表することまでは考えておりません。

3 一方、高知労働局においては、労働諸法に基づき、事業所における労働者の賃金や労働条件、労働諸法の遵守状況について調査・指導する定期監督が毎年計画的に行われております。



4 県としましては、今後とも高知労働局による調査結果なども踏まえ、労働諸法の遵守はもちろんのこと、各種保険の加入等、適正な労働条件の確保について、さまざまな機会をとらえて要請するなど、適切に対応してまいります。

5 なお、雇用保険、健康保険などへの加入の有無や、建設業退職金共済制度加入の有無などについては、法令で定められた経営事項審査の項目となっており、本県の入札参加資格を保持している事業者については、それらの審査結果は、(財)建設業情報管理センターのホームページで公表されております。

3-3)-2

- ① ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）の趣旨にもとづき、公的関連事業で働く労働者の公正な賃金・労働条件の確保のために、賃金等確保条例（公契約条例）を制定してください。

（会計管理課）

（答）

- 1 我が国においては、受注業者が遵守すべき労働条件の最低基準は、最低賃金法や労働基準法など、労働関係の法令により定められております。

そのうえで、個々の労働条件は、労働者の能力や技術などにより、労働者と使用者との間の契約で決定されるものですので、更に、県が条例を制定して、何らかの義務付けをすることは、馴染まないと考えております。

- 2 県では、県が結ぶ全ての委託業務の契約書におきまして、労働関係法令を含めた法令遵守義務の条項を定め、契約の相手方に対して、これを締結し履行させることにより、公正な労働条件の確保に努めております。

問3 雇用確保の要求

3) 官製ワーキングプアをなくすための施策について

2. 公契約条例の制定を求める

②公契約を統括する担当部署を設け、公契約条例の制定  
へ向け調査研究をすすめてください。

(行政管理課)

(答)

県では、公共工事に関する入札・契約制度は土木部建設  
管理課が所管しており、その他の入札・契約制度は会計管  
理局会計管理課が所管しています。

公契約条例の制定についての考え方は、先ほどお答えし  
たとおりですが、引き続き各所管課において、国の法整備  
の状況や全国の動向を注視してまいります。

副知事

平成22年11月18日

軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を国民大運動高知県実行委員会

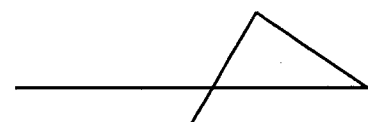
問4 中小商工業者の振興、県民の生活と生命を守るために  
(1) 建設業者の仕事おこし、地域経済活性化の観点から、住宅リフォーム助成制度を創設してください。

(住宅課)

(答)

建設業者の仕事おこし、地域経済活性化の観点から、住宅リフォーム助成制度を創設していただきとのご要望がありました。

- 1 近年の新築住宅着工戸数は、5年前の平成17年度が4,600戸余りであったのに対し、昨年度は2,500戸余りと、大幅に減少しています。
- 2 一方、住宅・土地統計調査によると、平成11年から15年の5カ年間に、県内の持ち家世帯の約11パーセントにあたる23,500世帯がリフォームを行ったのに対し、平成16年から20年の5カ年間にリフォームを行った世帯は、県内の持ち家世帯の約26パーセントにあたる55,100世帯と大きな伸びを示しています。
- 3 住宅リフォームを推進することは、建設業のみならず地域





経済の活性化に有効であると考えています。

- 4 これらの観点も踏まえ、県においては現在、県民の安全・安心や高齢社会への対応のため、住宅耐震改修及び介護が必要な高齢者や障害者の居住する住宅の改造に対して助成を行っています。
- 5 財政支援を行うにあたっては、効果的・効率的に行う必要があることから、今後とも、現在行っている助成内容以外についてもどういった助成が考えられるのか、県の政策目的に沿った住宅リフォームに対する支援のあり方について、検討してまいりたいと考えています。

5. 1)

1. 国保法 44 条の国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の実施を全県下で行うように条例化していない自治体には指導を強めてください。また、その活用を広げるために、条件については低所得者への視点をいれること、また広報などで周知徹底を図ってください。

また来年度からの国の特別調整交付金での窓口減免制度の活用も進め、その活用を広げるために県としての財政補助など行い条件を広げてください。またこの制度そのものの周知徹底を広報などで強めてください。

(国保指導課)

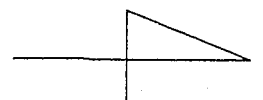
(答)

1 国民健康保険法では、被保険者が、災害や事業の休廃止、失業など「特別の理由」(※)により生活が困難となった場合に、市町村保険者の判断で、一部負担金の減免や徴収猶予の措置を行うことができることとなっています。

これらは、条例の制定を要さず、法を根拠に直接適用できることとされていますが、平成 19 年度に実施された国の調査では、「減免に関して国の統一的な判定基準がないことや、財政支援措置がないことから、これまであまり活用されていなかった」と分析されています。

そのため、この 9 月に、国から、失業などにより収入が減った方に対する一部負担金の減免基準及び一定の財政措置が示されたところです。

このことを受けて、県では、早期実施に向けて、市町村に通知を行うとともに、市町村との事務打合せにおいて、実施



に向けた助言を行っているところです。

- 2 一方で、収入の減少を伴わない、いわゆる恒常的な低所得者に対する減免の取扱いにつきましては、各市町村の判断になりますが、医療保険制度ではなく、福祉制度での対応が必要となるケースも多いと考えられることから、慎重に判断する必要があると考えています。
- 3 医療を必要としている方が必要な医療を受けられないということがないようにすることが大切と考えており、市町村に対しては、国保部門と福祉部門との一層の連携について助言をしています。
- 4 また、一部負担金の減免に伴う財政措置につきましては、本来、制度の設計者である国の責任において措置するものと考えており、県として補助することは、困難と考えています。

なお、今回、国から示された減免基準に合致する場合、今年度から減免額の2分の1が補てんされますし、減免額が一部負担金総額の3%以上の場合は、その8割が、それぞれ特別調整交付金で補てんされることとなっています。

- 5 県としましては、市町村に対する周知に努めますとともに、市町村の広報誌などを活用して住民の皆様へ十分周知するよう市町村に助言してまいります。